小作爭議調査表

No. 65

（月報番號第八六號）

（昭和九年六月分）

場所：山門郡両開村大字両開

關係人員：
地主 合資会社橋本農場
小作人 山田彌太郎 外二名

地主關係團体：なし

原因：小作人側は小作料五割減を要求して昭和七、八年度小作料を納入せず地主は支拂を[illegible]せざりしに依り土地返還並小作料全額支拂の通告を為したるに因る

要求事項：小作料五割減要求

經過：地主の強硬態度に対抗すべく北合の応援を求め地主側に於て將来の農場經營上重大なる影響あり且相方不穏の形勢に立到りたる所縣新河署にては両者を召喚し[illegible]を策し農事北合炙等の斡旋に奔走したる結果左記條件にて解決す

發生：昭和九年五月二二日

終熄：昭和〃年六月二〇日

關係地種類面積：田 一町二反三畝

小作人關係團体：全農福佐聯合会

財團法人 協調會福岡出張所

九二ア

結果：

一、地主の請求賃貸料玄米六石八斗三升五合六勺は玄米八俵（一俵四斗四升）に減額し小作人は之を昭和九年七月迄に一俵、十二月末迄に二俵、仝十年十二月末迄に二俵、仝十一年十二月迄に二俵、仝十二年青末日迄に一俵を完納すること

二、小作人は右小作料を一回にても怠りたる時は分割支拂の利益を失い残額を一時に支拂ふこと

備考：